

# 仙台市議会では「(仮称) 仙台市人と猫との共生に関する条例」の骨子案に関する市民意見聴取を実施します

近年、不適切な猫の飼い方や、飼い主のいない猫の発生が、地域の生活環境に悪影響を及ぼしています。

仙台市議会では、市民の皆さまの快適な生活環境を保持するとともに、「猫が好きな方も苦手な方も猫と共生することができる社会」を実現するため、条例検討会議を立ち上げ、議員提案による条例の策定に向けた検討を進めてきました。

このたび、「(仮称) 仙台市人と猫との共生に関する条例」の骨子案を取りまとめましたので、広く市民の皆さまからのご意見を募集いたします。

## 1. 募集期間

平成 31 年 4 月 24 日（水）～令和元年 5 月 14 日（火）（当日消印有効）

## 2. 実施主体

仙台市議会

## 3. 資料配布場所

市役所本庁舎「市民のへや」、各区役所総合案内窓口、各総合支所案内窓口、市政情報センター、宮城野区・若林区・太白区情報センター、各市民センター、議会事務局

※仙台市議会のホームページ (<http://www.gikai.city.sendai.jp/>) でもご覧いただけます。

## 4. 意見の募集方法

骨子案に添付の様式に住所・氏名（法人または団体の場合にはその名称、所在地及び代表者氏名）を明記のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。

(1) 郵 送：〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3 丁目 7-1  
仙台市議会事務局調査課

(2) F A X : 022-265-9626

(3) 電子メール : gik024530@city.sendai.jp  
※件名に「猫条例に対する意見」とご記入ください。

(4) 持 参：仙台市議会事務局調査課（市役所議会棟 1 階）  
※土・日・祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

※任意の様式に「(仮称) 仙台市人と猫との共生に関する条例の骨子案に対する意見」、住所及び氏名（法人または団体の名称、所在地及び代表者氏名）を記載のうえ、ご提出いただいても構いません。

※電話や口頭でのご意見の提出はお受けできませんのでご了承ください。ただし、諸事情により上記の方法による提出が難しい場合は、下記までご相談ください。

## 5. その他

- ・お寄せいただいたご意見については、その概要をとりまとめ、これに対する市議会の考えを公表する予定です。なお、住所・氏名等の個人情報は公表いたしません。
- ・お寄せいただいた個々のご意見に対する直接の回答はいたしませんので、ご了承ください。

## 6. お問い合わせ先

〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3 丁目 7-1

仙台市議会事務局調査課

電話 022-214-6169 FAX 022-265-9626

# 「(仮称) 仙台市人と猫との共生に関する条例」 骨子案についての説明会を開催します

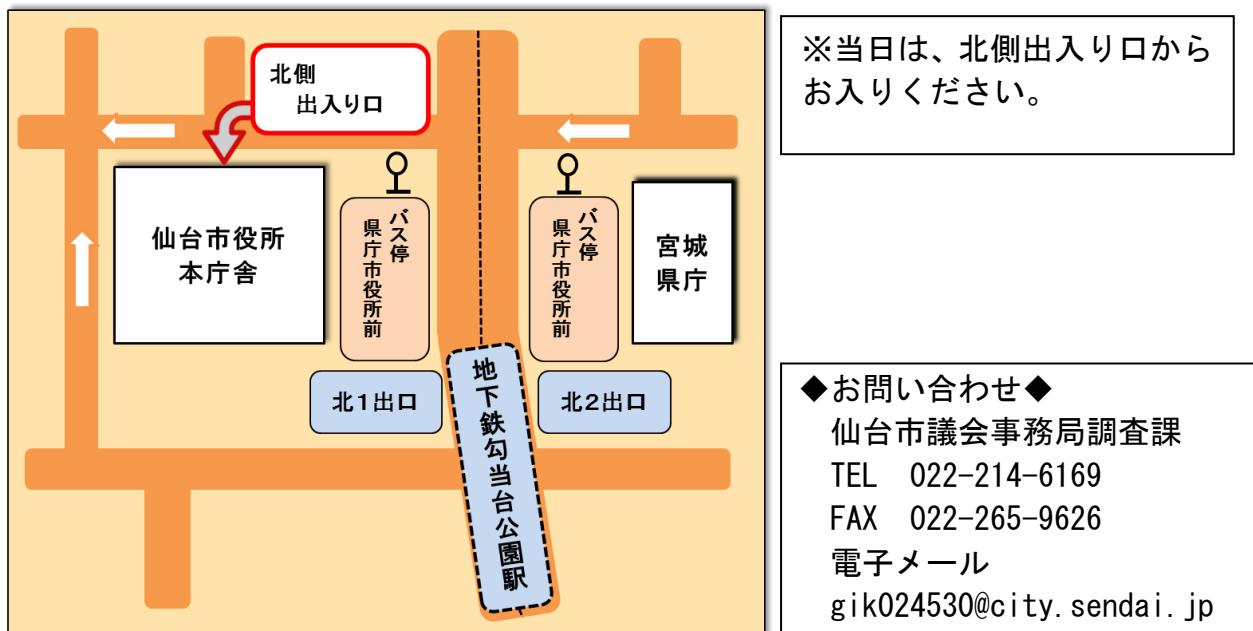
仙台市議会では、市民の皆さまの快適な生活環境を保持するとともに、「猫が好きな方も苦手な方も猫と共生することができる社会」を実現するため、条例検討会議を立ち上げ、議員提案による条例の策定に向けた検討を進めてきました。

市民の皆さまから広くご意見をお伺いする市民意見聴取（パブリックコメント）の実施に合わせて、本条例の骨子案についての説明会を開催いたします。

皆さまのご来場をお待ちしております。

- ◆日 時 ①令和元年5月10日（金） 18:30～（18:00受付開始）  
②令和元年5月11日（土） 14:00～（13:30受付開始）  
※①②は同じ内容です。
- ◆会 場 仙台市役所本庁舎2階 第六委員会室  
(仙台市青葉区国分町3丁目7-1)
- ◆定 員 各回100名
- ◆参加方法 当日、直接会場へお越しください。
- ◆そ の 他 ご来場は公共交通機関をご利用ください。

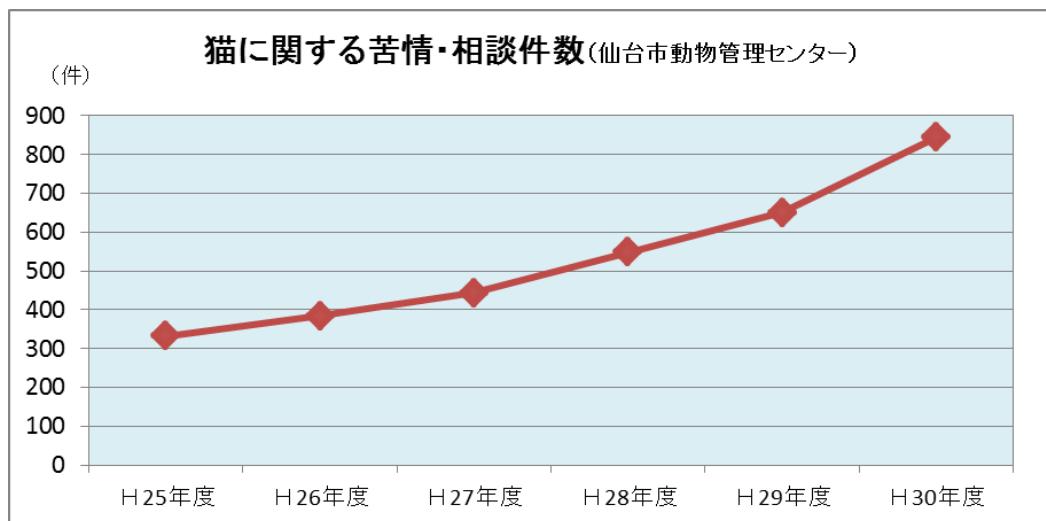
## 会場案内図



# 「(仮称) 仙台市人と猫との共生に関する条例」骨子案について

## 1 条例検討の背景

- 猫は、人間に最も身近な動物の一つであり、家族同様の存在として私達の生活に癒しと潤いを与えてくれます。一方で、繁殖力が強いという特性があり、犬と異なり法律による登録制度がないことから、正確な飼養の実態も不明です。
- 本市においても、近年、屋内飼養されていない飼い猫や飼養放棄された猫が繁殖するなど、不適切な猫の飼い方が「飼い主のいない猫」を発生させ、地域の生活環境に悪影響を及ぼしています。
- これに対し、本市では、平成 22 年に「飼い主のいない猫」の不妊去勢手術費用の助成を開始し、平成 29 年には「仙台市『飼い猫』と『飼い主のいない猫』の適正飼育ガイドライン」を策定するなど、関係団体とも連携して、適正な飼養方法の普及啓発や「飼い主のいない猫」への対策に取り組んできました。
- しかしながら、猫の特性や適正な飼養方法に関する知識不足、「飼い主のいない猫」への対策である「地域猫活動」への理解不足などに起因する問題やトラブルが依然として発生しており、市動物管理センターに寄せられる苦情・相談件数も増加傾向にあることから、何らかの対応が求められています。



## 2 条例検討の経緯

- 上記のような現状を踏まえ、仙台市議会では、市民の快適な生活環境を保持するとともに、「猫が好きな方も苦手な方も猫と共生することができる社会」を実現するため、平成 30 年 3 月に議員 20 名からなる条例検討会議を立ち上げ（後に 47 名に拡大）、議員提案条例の策定に向けた検討を進めてきました。
- 約 1 年に及ぶ検討作業を経て、このたび、「(仮称) 仙台市人と猫との共生に関する条例」の骨子案を取りまとめたものです。

### 3 条例骨子案のポイント

- 飼い猫の適正な飼養（屋内飼養、終生飼養、不妊去勢など）の徹底と、飼い主のいない猫の繁殖制限（地域猫活動、譲渡などの推進）が主眼
- 市・飼い主・事業者の責務と、市民等の理解・協力（努力義務）を規定
- 市の取り組みとして、飼い猫の適正な飼養方法や地域猫活動に関する知識の更なる普及啓発、飼い主のいない猫への対策に関わる市民等への支援などを規定

### 4 条例検討の経過

平成 30 年 3 月	市議会 3 会派（自由民主党・公明党仙台市議団・市民ファースト仙台）の議員 20 名により条例検討会議を設置
平成 30 年 4 月	計 18 回の幹事会のほか、市動物管理センターとの勉強会、宮城大学
～平成 31 年 2 月	食産業学群 森本教授の講演、ボランティアやペットショップ社長との意見交換、東京都・和歌山県の動物愛護センター視察などを実施
平成 31 年 3 月	4 会派（日本共産党仙台市議団・社民党仙台市議団・アメニティー仙台・みどりの会）を含む議員 27 名が加わり、計 47 名の検討会議に拡大
平成 31 年 3 月 ～平成 31 年 4 月	計 6 回の幹事会を開催し、条例骨子案を取りまとめ

### 5 条例検討会議の構成議員（平成 31 年 4 月時点）

座長：鎌田 城行（公明党仙台市議団） 幹事：網掛けの議員

自由民主党	鈴木 勇治	橋本 啓一	跡部 薫	加藤 和彦
	やしろ 美香	菊地 崇良	佐々木 心	渡辺 博
	柿沼 敏万	赤間 次彦	佐藤 正昭	西澤 啓文
	野田 讓	高橋 次男	庄司 俊充	岡部 恒司
	斎藤 範夫	松本 由男	菅原 正和	わたなべ 拓
	高橋 卓誠			
公明党 仙台市議団	嶋中 貴志	鈴木 広康	鎌田 城行	小野寺 利裕
	小田島 久美子	菊地 昭一	佐藤 和子	佐々木 真由美
	佐藤 幸雄			
日本共産党 仙台市議団	花木 則彰	ふるくぼ 和子	高見 のり子	
社民党 仙台市議団	石川 建治	ひぐち のりこ	小山 勇朗	
アメニティー 仙台	田村 稔	佐藤 わか子	村上 かずひこ	渡辺 敬信
	沼沢 しんや			
市民ファースト 仙台	柳橋 邦彦	木村 勝好	安孫子 雅浩	小野寺 健
	加藤 けんいち			
みどりの会	平井 みどり			

# (仮称) 仙台市人と猫との共生に関する条例 骨子案

## 1 目的

飼い猫の適正な飼養及び飼い主のいない猫に関する施策等について必要な事項を定めることにより、市民の快適な生活環境を保持するとともに、人と猫との共生社会の実現に寄与すること。

(占有者の例)  
所有者から一時的に猫  
を預かっている方など。

<本条例における猫の概念図>

## 2 定義

### ・飼い主

猫の所有者又は占有者をいう。

### ・飼い猫

飼い主がいる猫をいう。

### ・地域猫活動

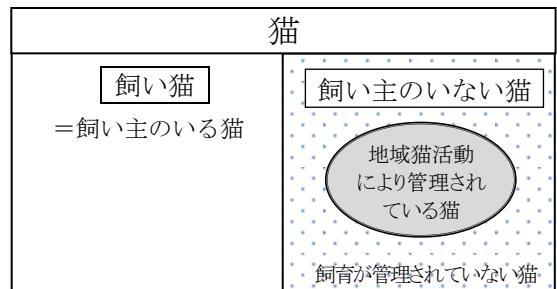
地域住民の理解の下に、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を行うとともに、地域住民等の有志により、給餌、給水、排せつ物の処理等、当該飼い主のいない猫の管理を行うことをいう。

### ・終生飼養

猫の飼養を開始した後、当該猫がその命を終えるまで適切に飼養することをいう。

### ・事業者

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第10条第1項の規定による第一種動物取扱業の登録を受けた者のうち、猫の販売を業として営む者をいう。



## 3 責務・役割

### (1) 市の責務

- ・猫の適正な飼養の普及啓発及び飼い主のいない猫に関する施策を実施すること。

### (2) 飼い主の責務

- ・周辺の生活環境に悪影響を及ぼすこと又は人に迷惑を及ぼすことがないよう、飼い猫の適正な飼養に努めること。
- ・飼い猫を屋内において飼養するよう努めること。
- ・飼い猫を可能な限りその終生にわたり飼養するとともに、飼養できなくなった場合には、自らの責任において新たな飼い主を見つけるよう努めること。
- ・飼い猫がみだりに繁殖して、適正に飼養することが困難となるおそれがある場合には、その繁殖を防止するため、不妊去勢手術その他の必要な措置を講ずるよう努めること。
- ・飼い猫が自己の所有に係るものであることを明らかにするため、名札の装着その他の必要な措置を講ずるよう努めること。
- ・飼い猫を日頃からリードや首輪に慣れさせるなど、大規模な災害の発生を想定した飼養に努めること。

### **(3) 事業者の責務**

- ・猫の販売又は譲渡を行うに当たり、適正な飼養及び終生飼養について必要な説明を行い、購入者の理解を得るよう努めること。
- ・周辺の生活環境に悪影響を及ぼすこと又は人に迷惑を及ぼすことがないよう、猫を適正に飼養すること。
- ・この条例の趣旨を理解し、その目的を達成するために本市が実施する施策に協力するよう努めること。

### **(4) 市民等（町内会、企業、マンション管理組合、ボランティア等）の理解と協力**

- ・乳幼児やアレルギー疾患を有する方、猫が苦手な方等に対し、十分に配慮するよう努めること。
- ・地域猫活動が飼い主のいない猫を減らしていくための活動であることについて、理解を深めるよう努めること。
- ・飼い主のいない猫に対して給餌等を行う場合は、地域猫活動につなげよう努めるとともに、周辺の生活環境に十分配慮するよう努めること。
- ・この条例の趣旨を理解し、その目的を達成するために本市が実施する施策に協力するよう努めること。

### **(5) 獣医師等の理解と協力**

- ・市、飼い主、事業者、市民等が責務・役割を果たすために必要な支援、協力その他この条例の目的を達成するために必要な事業の実施に努めること。

## **4 市の取り組み**

- ・市民（飼い主を含む。）に対して、飼い猫の適正な飼養の方法及び地域猫活動等の知識について広く普及啓発を行うこと。
- ・多頭飼育の崩壊が発生しないよう、関係部局間での連携や情報共有により早期探知に努め、指導や働きかけを行うこと。
- ・事業者に対し、適正な販売に関する指導を行うこと。
- ・飼い主のいない猫の譲渡・不妊去勢手術やそのための捕獲・地域猫活動に関わる市民等に対する支援を行うよう努めること。
- ・飼い主のいない猫の譲渡の推進に関する事業の実施及び普及啓発を行うこと。
- ・この条例の目的を達成するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めること。
- ・上記のほか、この条例の目的を達成するために必要な施策を実施するよう努めること。

## **5 組織**

- ・飼い猫の適正な飼養及び飼い主のいない猫に関する施策について協議し、当該施策を推進するための組織を設置する。

### **【参考】実効性の担保**

- ・動物愛護法や宮城県動物愛護条例において、罰則等が規定されている。

# 「(仮称) 仙台市人と猫との共生に関する条例」骨子案に

## 関するご意見

※□欄については、該当箇所にチェックしてください。

■個人	氏名	
	住所	〒　—
	年齢	<input type="checkbox"/> 10代以下 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70代以上
■法人・団体	法人・団体名	
	代表者名	
	所在地	〒　—

### ■ご意見

#### ■ご意見の提出先

(1) 郵送 〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1 仙台市議会事務局調査課

(2) FAX 022-265-9626

(3) 電子メール gik024530@city.sendai.jp

※件名に「猫条例に対する意見」とご記入ください。

(4) 持参 仙台市議会事務局調査課（市役所議会棟1階）

※土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

※住所・氏名等の個人情報は公表いたしません。